

まちかど駐輪場の整備及び管理運営を行う事業者の選定に係る選定委員会設置要綱

(目的)

第1条 路上及び本市所有地等に設置しているまちかど駐輪場の整備及び管理運営を行う事業者を選定するに当たり、多様な視点から意見を聴取するとともに、選定過程の透明化等を図るため、まちかど駐輪場の整備及び管理運営を行う事業者の選定に係る委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(対象)

第2条 選定委員会は、次の各号に掲げるまちかど駐輪場について、整備及び管理運営を行う事業者の選定に関し、審議する。

- (1) 二条駅まちかど駐輪場（中京区西ノ京梅尾町ほか）
- (2) 七条駅まちかど駐輪場（東山区一橋宮ノ内ほか）
- (3) 東福寺駅まちかど駐輪場（東山区本町）

(審議事項)

第3条 選定委員会は、対象とするまちかど駐輪場の整備及び管理運営を行う事業者の選定に関し、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 事業者の選定に係る事項
- (2) その他建設局長が必要と認める事項

(組織)

第4条 選定委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 建設局自転車政策推進室長
- (2) 建設局自転車政策推進室計画調整課長
- (3) 建設局自転車政策推進室利用環境整備課長
- (4) 外部委員
- (5) その他第6条に規定する委員長が指定する者

(任期)

第5条 委員の任期は任命した日から事業者の選定までとする。

(委員長)

第6条 選定委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 選定委員会の委員長には建設局自転車政策推進室長を充てる。
- 3 委員長は委員のうち1名を副委員長に任命する。
- 4 委員長は選定委員会を代表し、会務を掌理する。
- 5 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第7条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 選定委員会は、その委員の3分の2以上の者の出席により成立する。
- 3 選定委員会の議決は出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は委員長が決する。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、建設局自転車政策推進室において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年12月12日から施行する。
- 2 この要綱は、事業者選定終了日限り、その効力を失う。